

意見書における主な意見に対する事業認定庁の見解

○意見書の提出総数・・・2通（賛成＝0通、反対＝2通）

1 意見者Aの意見について

	項目(細区分)	意見の要旨	事業認定庁の見解
1	事業の整備効果 (失われる利益)	公園整備事業は、餌場となる優良農地を 9.3ha つぶすだけでなく、水辺生態系を縮小化する。生態系の頂点に立つコウノトリにとって、断じて「影響は軽微である」ことはない。	<p>公園整備事業は、現円山川運動公園を移転するもので、起業地の選定については他の候補地案も比較検討のうえ本件起業地に決定されたものである。</p> <p>起業者において、任意で起業地周辺における環境影響について評価、検討した結果、当該動物への影響が予測されるものの、起業者において円山川運動公園移転整備事業連絡調整会等の指導、助言を得ながら、起業地がかつて持っていた貴重動物の生息環境としての水田の機能を回復するため、起業地約 9.3ha のうち、法面を含む約 1.0ha の緑地及び約 1.6ha のビオトープを設け、約 0.5ha の調整池とあわせた約 3.1ha を緑地や水辺環境の創出にあてるなど、本件事業の影響を最小限に抑え、影響が軽微となるような保全措置、対策を講じることとしている。</p> <p>加えて国土交通省の円山川水系河川整備計画では、かつてコウノトリが多く生息していた昭和初期程度の湿地面積 160ha の確保と良質な湿地の再生を目指しており、湿地整備着手前（平成 16 年度時点）の約 82ha から平成 26 年度までに約 132ha の湿地が創出されている。さらに、現運動公園の周辺は、これまで牧草地やそば栽培などの乾地農業に利用されておりコウノトリの飛来も確認されていなかったが、国土交通省の遊水地整備によって湿地が再生される計画となっているなど、コウノトリの餌場となりうる環境が着実に創出されている。</p> <p>なお、植物に及ぼす影響は予測されていない。</p>

2	事業の整備効果 (失われる利益)	<p>「生きものとの共生」は、人との距離が一定程度保たれることが必要であるが、コウノトリの場合は、観察の場合でも150m以上の距離を保つことが必要である。事業計画地は、赤石巣塔と水田2枚挟んだわずか150mの場所であり、コウノトリの繁殖を敵対視するものである。コウノトリが懸命に紡ごうとしているいのちを、人間のエゴで殺さないでほしい。</p>	<p>起業者において本件事業の施行にともない、人工巣塔の移設の検討を行うこととしており、運動公園の運営においても夜間の照明設備を設置しないこととしているほか、全体の工事でもコウノトリの繁殖期を避けた工程を工夫することが可能であるなど、専門家の指導、助言を踏まえながらコウノトリの繁殖にも十分配慮するとしている。</p>
3	事業の整備効果 (失われる利益)	<p>事業計画地周辺は、各種渡り鳥の重要な生息・中継地である。冬季に飛来するガン・カモ類は当該水田地帯と隣接の円山川を一体的に利用し、羽を休めて越冬している。彼らもまたまとまった広大な水辺空間を必要とする鳥類である。公園整備事業が施工されると、水辺環境の一角が大きく損なわれるだけでなく、水辺生態系の分断＝破壊となり、彼らの休息に大きな圧力を与えるだろう。彼らが「越冬地に適しない」と判断し飛来放棄することを危惧する。</p> <p>隣接する円山川河川敷は近畿有数のヨシ原が形成されており、夏の終わりに南方へ渡るツバメが各地から集結し、大集団でねぐら入りする非常に貴重な場所である。生息地・生態系は、水田が部分的に存在すればいいとか、開発地は水田全体面積に占める割合が極小だから「本事業が与える影響は小さい」などとは言えない。</p> <p>河川・水田・水路等がつながり一体的に機能（エコロジカルネットワーク）することが基本である。「計画地は円山川河川区域外だから」との考えは、生きもの、とくに鳥類には通用しない。</p>	<p>確かに、本件事業の施行により水路部分の喪失があることからエコロジカルネットワークの一部を失うものの、起業者において、任意で起業地周辺における環境影響について評価、検討した結果、貴重動物等への影響が予測されるものの、起業者において、円山川運動公園移転整備事業連絡調整会等の指導、助言を得ながら、起業地がかつて持っていた貴重動物の生息環境としての水田の機能を回復するため、起業地約9.3haのうち、法面を含む約1.0haの緑地及び約1.6haのビオトープを設け、約0.5haの調整池とあわせた約3.1haを緑地や水辺環境の創出にあてるなど、本件事業の影響を最小限に抑えるような保全措置、対策を講じることとしている。</p> <p>このように、公園整備にあたっては、農業用大排水路から公園内のビオトープへ取水したり、ヨシ原周辺に生育する樹木を植栽するなどこれまで起業地が水田であった状態に近づけ、補うこととしており、エコロジカルネットワークに配慮した整備計画となっていると考えられる。</p>
4	運動公園移転整備の必要性	<p>運動公園は、現在地で改修・継続使用することが十分可能であると考えます。</p>	<p>現円山川運動公園敷地は、国土交通省による円山川水系河川整備計画により、洪水等による災害の発生防止、軽減を目的とする遊水地として利用するため、現地盤が切り下げられる計画であることから、継続使用することは不可能である。</p> <p>なお、新しい円山川運動公園の基本計画は、円山川運動公園誘致推進委員会等の意見も踏まえながら策定したものである。</p>

5	事業の効果 (事業の影響)	公園整備事業が実施されると、1)休耕田・放棄田の増加に拍車をかけ、特有の水辺・遊水空間を喪失し、2)弱い箇所への(しわ寄せ)水害が予測され、3)子供へふるさと意識の醸成の場を失くしてしまう。	<p>1) 起業地がかつて持っていた水田の機能を回復するため、起業地約 9.3ha のうち、法面を含む約 1.0ha の緑地及び約 1.6ha のビオトープを設け、約 0.5ha の調整池とあわせた約 3.1ha を緑地や水辺環境の創出にあてるなど、本件事業の影響を最小限に抑えるような保全措置、対策を講じることとしている。</p> <p>2) 国土交通省が設置している仮設の排水ポンプが常設化されることで排水機能が強化され、また、公園敷地への降水は調整池に流入のうえ河川に流出されることとなっている。</p> <p>3) 本件事業により、スポーツを通じた交流の場だけでなく、加えて環境学習の場が整備されるなど、新たな形でのふるさと意識の醸成が図られると考えられる。</p>
6	その他	本事業認定申請は、兵庫県・豊岡市が、これまでコウノトリの保護、人と自然の共生社会実現に努力し、成果を一つひとつ積み重ねてきたことを根底から否定する愚挙である。	事業認定申請は、起業者の判断によるものであり、本件事業認定において考慮すべき事項ではないと考えられる。

2 意見者Bの意見について

	項目(細区分)	意見の要旨	事業認定庁の見解
1	下鶴井川等の水利権	事業計画地は、下鶴井川及び農業用大排水路が隣接しているが、当該河川、水路の水利権を意見者Bも有している。 公園に設置されるビオトープ内に、当該河川、水路の魚類等も入っていく。	事業認定庁が確認したところ、意見者Bの水利権は下鶴井川及び農業用大排水路には設定されていない。 意見者Bの漁業権については、下鶴井川に免許されているが、農業用大排水路には漁業権は及ばないため、仮に下鶴井川に存する魚類等がビオトープ内に流入したとしても漁業権上の問題は発生しない。
2	水利権の許可申請	ビオトープの水は、排水路から取水するほかないはずだが、起業者から意見者Bへの許可申請は今日までなされていない。	事業計画を表示する図面によると、ビオトープの水は農業用大排水路から取水する計画となっている。 農業用大排水路の水利権許可権者は一級河川下鶴井川の河川管理者たる兵庫県知事であり、意見者Bの許可等が必要になるものではない。
3	事前説明	整備計画を知ったのは平成26年10月23日開催の事業説明会であり、事前説明・協議もなく、水利権、漁業権所有者を無視している。	起業者は、土地収用法第15条の14の規定に基づく事業説明会を行っており、土地収用法上の事業認定申請に必要な要件を具備していることから、事業認定を行うにあたって問題はない。 なお、水利権及び漁業権は、公園整備によって制限されるものではないことから、起業者は任意の事前説明・協議は行っていない。
4	その他	事業認定がなされたとしても、ビオトープへの取水は一切認めない。	事業認定を行うにあたって考慮する事項ではない。